

令和6年度 共同生活援助 指摘事項一覧(令和7年6月30日現在)

5事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘 事業所数
1	勤務体制の確保	勤務表に職種ごとの常勤・非常勤の別、勤務時間などが記載されていない事例、出勤簿に出勤時刻等が記録されていない事例、誤った勤務表を作成している事例がありました。 適切に従業者の勤務体制を定めてください。	都条例第155号第197条第1項、 障発第1206001号第十五の3(9)①	2
		ハラスメントに関する必要な措置が講じられていませんでした。 ハラスメントに関する指針の整備や相談窓口の設置等必要な措置を講じてください。	都条例第155号第197条第6項、 障発第1206001号第十五の3(9)④	2
2	入退居の記録の記載等	支給決定障害者の入居又は退居に際して、当該指定共同生活援助事業者の名称、当該入居又は退居の年月日その他の必要な事項を、当該支給決定障害者の受給者証に記載していない事例がありました。 当該支給決定障害者の受給者証に適切に記載してください。	都条例第155号第197条の4、 障発第1206001号第十五の3(2)	1
3	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害に係る業務継続計画を策定しておらず、必要な研修及び訓練を定期的の実施していない事例がありました。 業務継続計画を策定し、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施してください。	都条例第155号第199条で準用する第12条の2第1項及び第2項、 障発第1206001号第十五の3(13)で準用する第三の3(23)	1
4	身体拘束等の禁止	身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければなりません。 (1)身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知すること。 (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3)従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。 しかしながら、上記必要措置が適切に講じられていない事例がありました。 身体的拘束等の適正化を図るため、適切に必要な措置を講じてください。	都条例第155号第199条で準用する第35条の2第3項、 都条例施行規則第4条の3、 障発第1206001号第十五の3(13)で準用する第三の3(26)②③④	1
5	秘密保持等	一部の従業員について、秘密保持等に係る必要な措置が講じられていませんでした。 在職中及び退職後も利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書等を交わすなどの措置を講じてください。	都条例第155号第199条で準用する第36条第1項及び第2項、 障発第1206001号第十五の3(13)で準用する第三の3(27)①及び②	1
		利用者又はその家族の個人情報について、他の指定居宅介護事業者等に対し情報を提供しているにもかかわらず、利用者又はその家族から同意を得られていない事例がありました。 利用者又はその家族に関する情報を使用する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るようにしてください。	都条例第155号第199条で準用する第36条第3項、 障発第1206001号第十五の3(13)で準用する第三の3(27)③	2
6	虐待の防止	虐待の発生及び再発を防止するため、以下の措置を講じなければなりません。 (1)虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知すること。 (2)従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。 (3)(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 しかしながら、上記(1)及び(2)の措置が講じられていない事例がありました。 虐待の発生及び再発を防止するため、適切に必要な措置を講じてください。	都条例第155号第199条で準用する第40条の2、 都条例施行規則第4条の4、 障発第1206001号第十五の3(13)で準用する第三の3(31)①及び③	1

7	サービス管理責任者の責務等に関すること (共同生活援助介護計画の作成等)	サービス管理責任者は、以下のとおり共同生活援助介護計画の作成等を行わなければなりません。 ・共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、当該利用者について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。 ・アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。 ・アセスメントに当たっては、当該利用者に面接を行うこと。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならないこと。 ・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しなければならないこと。 ・サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、利用者及び当該利用者に対する指定共同生活援助の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めるほか、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならないこと。 ・共同生活援助計画を作成した際は、当該共同生活援助計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならないこと。 ・共同生活援助計画の作成後、当該共同生活援助計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならないこと。 ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し行い、その結果を記録しなければならないこと。 ・モニタリング結果を相互に交付する等の方法により、相談支援事業者との相互連携を図ること。 ・上記は、共同生活援助計画の変更について準用すること。 しかしながら、上記の業務の全て又は一部が適切に行われていない事例がありました。 一連の業務を適切に行ってください。	都条例第155号第199条で準用する第54条第2項から第10項、 障発第1206001号第十五の3(13)で準用する第四の3(7)	2
8	感染症又は食中毒の予防及びまん延防止	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければなりません。 (1)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2)感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 しかしながら、上記必要措置の全部または一部が講じられていない事例がありました。 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を適切に講じてください。	都条例第155号第199条で準用する第90条第2項、 都条例施行規則第11条の2、 障発第1206001号第十五の3(13)で準用する第五の3(9)	2
9	夜間支援等体制加算(Ⅱ)	夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定に当たり、夜間支援従事者の配置が明らかになっておらず、且つ定時的な居室の巡回等の実施が確認できない事例がありました。 適切な算定となるよう、訓練等給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第15の1の5のロ、 障発第1031001号第二の3(8)⑭	1
10	帰宅時支援加算	帰宅時支援加算の算定に当たり、家族等との連絡調整など支援の実施の記録が確認できない事例がありました。 適切な算定となるよう、訓練等給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第15の4、 障発第1031001号第二の3(8)㉓	1
11	個別支援計画未作成等減算	共同生活援助計画を作成していない期間があったにもかかわらず、減算を行っていない事例がありました。 適切な算定となるよう、訓練等給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第15注4 障発第1031001号第二の1(10)	1
12	業務継続計画未策定減算	業務継続計画の策定並びに研修及び訓練を実施していないにもかかわらず、減算を行っていない事例がありました。 適切な算定となるよう、基準を満たさない事実が生じた時点から、基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算を行ってください。	厚労告第523号別表第15注6、 障発第1031001号第二の1(13)	1
13	身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。 適切な算定となるよう、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第523号別表第15注7、 障発第1031001号第二の1(14)	1

14	虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。 適切な算定となるよう、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第523号別表第15注8、 障発第1031001号第二の1(15)	1
15	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項について届出されていない事例がありました。 業務管理体制の整備に関する必要な事項を届出してください。	支援法第51条の2第1項及び第2項、 支援法施行規則第34条の27第1項第1号及び第34条の28第1項	1